

## 令和2年度 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 京都市観光事業者等緊急支援補助金の創設について

新型コロナウイルス感染症の拡大により、観光産業に深刻な影響が広がる中、この度、観光事業者に対する緊急・臨時的な支援として、感染症予防のための事業への助成や、危機的状況を乗り越える事業及び回復期を見据えた事業継続のための取組などを支援するため、京都市観光協会と連携した補助制度を創設いたしました。

### 補助対象者

市内で観光客に直接サービスを提供する中小・零細企業、小規模事業者、個人事業主、NPO 法人等で、売上高が前年に比して減少している又は減少が見込まれる者や、観光関連の業界組合 など（大企業及びみなし大企業は対象となりません。）

### 補助対象事業

感染症予防のための事業への助成や危機的状況を乗り越える事業及び回復期を見据えた事業継続に向けた対策事業

### 補助金額

ア 補助率事業実施に係る経費の4分の3  
イ 補助上限額：1事業者あたり上限30万円  
※予算の上限に達した場合は、補助率が4分の3以内になることがあります。

### 対象事業期間

令和2年4月1日（水）～5月31日（日）

### 受付期間

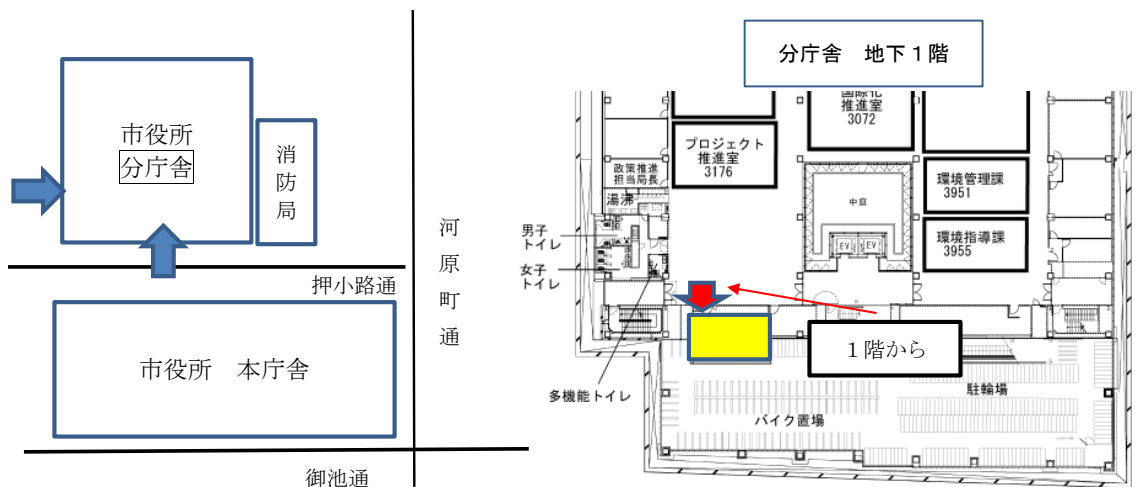
令和2年4月6日（月）～5月29日（金）16：30必着  
〈受付時間〉9：00～11：30，13：00～16：30  
※予算の上限に達した場合は、期間途中でも受付を終了いたします。  
※提出いただいた書類をもとに**審査**し、順次交付・不交付決定通知書を各申請者に送付します。

### 提出方法

持参又は郵送  
※記載内容に不備がある場合は申請を受理できない場合があります。  
※郵送の場合、收受日の申請受付終了時間に到着したものとします。

### 提出先

ア 持参の場合（下記地図参照）  
京都市役所分庁舎地下1階（京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地）



### イ 郵送の場合

〒604-8005 京都市中京区河原町通三条上ル恵比須町427 京都朝日会館3階  
京都市観光 MICE 推進室内 京都市観光事業者等緊急支援補助金交付事務局

※申請様式等及び事業詳細は「京都市観光事業者等緊急支援補助金交付要綱」をご覧ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000267619.html>





## Q 1 補助金の交付決定を受ける前に事業を実施したものについて、申請することはできますか？

受付期間内に提出された申請書で、令和2年4月1日～5月31日の間の実施事業（3月31日以前に購入したものなどは対象外です。）であれば申請することができます。ただし、予算の上限に達した場合は、期間途中でも受付を終了し、交付できない場合があります。

## Q 2 どのような事業が補助対象となりますか？

### 【補助対象事業の例】

#### ①安心安全の確保の取組

施設の消毒や清掃，衛生対策に要した消耗品や備品の購入・レンタル 等

#### ②危機状況を乗り越える取組

販促用チラシ作成・送付・ウェブ広告，販促キャンペーン，ネット販売システムの構築 等

#### ③事業継続のための取組

従業員のスキルアップ研修，メニュー等の多言語化，キャッシュレス対応，新商品開発 等

### 【補助対象とならない経費の例】

飲食費，自社施設等賃借料，維持管理費・光熱水費（ランニングコスト），キャンセル・値下げ等による損失の補填 等

## Q 3 申請に必要なものは何ですか？

交付申請書（事業計画書 第1号様式）及び交付申請書（収支予算書 第2号様式）を記入して、申請してください。収支予算書には、各経費の見積書（ホームページやカタログの写し等も可）など、経費の算出根拠が分かる資料を添付してください。

## Q 4 補助金を受け取ることができるのはいつですか？

事業完了後に提出いただく、実施状況の写真や領収書等を添付した第6号様式事業実績報告書を確認後、補助金額を確定し、支払いとなります。

## Q 5 国等から補助金をもらっている事業について申請できますか？

国や地方自治体，他の行政機関等から補助金を受ける，又は受けた事業についても申請可能です。国等の補助金がある場合，次のうち最も低い額が交付額となります。

- ① 補助対象経費から国等の補助金の額を除いた額
- ② 補助対象経費に4分の3を乗じた額
- ③ 一事業者あたりの上限額

(例) 事業経費（補助対象経費）：60万円 国等の補助金：40万円（2/3補助）の場合

- |                  |            |
|------------------|------------|
| ① 60万円－40万円＝20万円 | } ①20万円を補助 |
| ② 60万円×3/4＝45万円  |            |
| ③ 30万円（要綱で規定）    |            |

### お問い合わせ先

京都市観光事業者等緊急支援補助金交付事務局

☎ 075-708-3788（平日 午前8時45分～午後5時00分）

※3月31日（火）から問い合わせ可能です。

E-mail：kanko-mice@city.kyoto.lg.jp（※メールでの申請はできません）